



2022年11月21日

各位

会社名 株式会社 デジタルフト  
代表者名 代表取締役 百本 正博  
(コード番号:9244 東証グロース)  
問合せ先 管理 Division Officer 石塚 久路  
(TEL 03-6427-1866)

## 取締役(社外取締役を除く。)及び監査役に対する ストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案(以下、「本議案」という。)を、2022 年 12 月 21 日開催予定の第 10 期定時株主総会(以下、「本総会」という。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I. スtock・オプションを付与する目的

当社の取締役(社外取締役を除く。)については、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役につき年額 90 百万円以内として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、取締役については取締役会の決議により決定することといたします。

当社の監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、従来の報酬等の額とは別枠にて、当社の監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査役につき年額9百万円以内(うち社外監査役については年額5百20万円以内)として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

監査役の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、監査役の協議により決定することといたします。

なお、本総会において別途付議を予定しております取締役の選任議案を原案どおりご承認いただいた場合、対象となる取締役(社外取締役を除く。)は2名、監査役は3名(うち社外監査役2名)となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役(社外取締役を除く。)への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象取締役(社外取締役を除く。)及び対象監査役への貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

## II. スtock・オプションを付与するために付議する議案の内容

### イ. 取締役(社外取締役を除く。)に対するStock・オプションとしての報酬等の額及び内容

#### 1. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役(社外取締役を除く。)

#### 2. 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役(社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権の数は、350個を上限とする。

#### 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

また、本新株予約権の募集事項についての取締役会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。

以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

#### 4. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、払込金額無償にて発行することは有利発行には該当いたしません。

#### 5. 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

#### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

調整後 行使価額 = 調整前 行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(Stockオプションの権利行使による新株発行又は自己株式処分の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

調整後 行使価額 = 調整前 行使価額 ×  $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合併等の条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

#### 7. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議日から2年を経過した日より8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

#### 8. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使の時点において、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使

用人である場合に限り行使することができる。

- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 9. 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定する日。以下、本項において同じ。）に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

#### 10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 11. その他

新株予約権に関するその他の事項及び上記1～10の各事項の細則については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

ロ.監査役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社の監査役

2. 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に当社の監査役に割り当てる新株予約権の数は、35個(うち社外監査役分については20個)を上限とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

また、本新株予約権の募集事項についての取締役会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。

以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、払込金額無償にて発行することは有利発行には該当いたしません。

5. 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てる日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議日から1年を経過した日より9年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使の時点において、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定))が行われたときは、当社は当社取締役会が別途定める日(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定する日。以下、本項において同じ。)に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

11. その他

新株予約権に関するその他の事項及び上記1～10の各事項の細則については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上